平成 31 年 2 月 20 日

（介護サービス事業所の皆様へ）

平成 30 年 7 月豪雨で被災された介護保険被保険者の

利用料免除期間延長（３回目）について

このことについて、被災された被保険者の方の利用料免除は、下記のとおりさらに延長されることとなりましたのでお知らせします。

該当する被保険者の方へは、期間延長の通知を発送済みですので、各事業所におかれましては、必要に応じて本人様へご確認をお願いします。

（変更前）

平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日

（変更後）

平成 30 年 7 月 1 日から 2019 年（平成 31 年）6 月 30 日